

○王寺町義務教育学校推進委員会開催要綱

(趣旨)

第1条 子ども達の心身の発達に応じ、基礎的なものから一貫した教育を実施することで、教育の質の向上とともに、施設においても充実した学びの環境を提供できるよう、町立小中学校5校を2校の義務教育学校に再編・整備するため、王寺町義務教育学校推進委員会(以下「委員会」という。)を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 義務教育学校の教育課程に関すること。
- (2) 義務教育学校の施設・設備に関すること。
- (3) 義務教育学校の総務(学校運営・通学路・PTA関係等)に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、義務教育学校に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、委員会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域住民を代表する者
- (3) 学校関係者
- (4) 町行政機関を代表する者
- (5) 教育委員会事務局に属する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、王寺町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、教育委員会が委員会への参加を求めた日から当該年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の途中において、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

ただし、最初に開催される会議は、教育委員会が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければこれを開くことができない。

3 委員長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な協力を求めることができる。

(プロジェクトチーム)

第7条 第2条に掲げる事項について、必要な調査・研究、委員会への提案等をさせるため、プロジェクトチーム（以下「PT」という。）を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月26日から施行する。

王寺町義務教育学校推進委員会委員一覧

(敬称略)

	区 分	氏 名	役 職 等
1	学識経験者	小柳 和喜雄	奈良教育大学教職大学院教授
2		巽 勇吉	信州大学名誉教授
3		山田 均	奈良学園大学講師 (前王寺南小学校長)
4		椿本 剛也	奈良県教育委員会事務局学校教育課長補佐
5	地域住民を代表する者	井村 知次	王寺町自治連合会長
6		西本 隆男	王寺町民生児童委員協議会長
7		巽 彰	王寺町教育委員会教育委員・教育長職務代理者
8		藤岡 優子	王寺町教育委員会教育委員
9		東中 有紀	王寺町教育委員会教育委員
10		池島 徳大	王寺町教育委員会教育委員
11	学校関係者	松本 英志	王寺小学校長
12		吉藤 行二	王寺北小学校長
13		遠藤 孝晃	王寺南小学校長
14		吉田 努	王寺中学校長
15		本多 茂経	王寺南中学校長
16	町行政機関を代表する者	平井 康之	町長
17		平岡 秀隆	副町長
18		梅野 満雄	教育長
19		中野 衛	理事
20	教育委員会事務局	中井 一喜	教育次長
21		藤岡 清悟	学校教育課長
22		森嶋 勝彦	学校教育課指導主事
23		森 吉文	学校教育課指導主事
24		吉井 和彦	技術員
25		藤本 健	技術員

※教育委員会事務局職員は、本推進委員会事務局を兼ねる。